

石川県公報

令和6年12月27日

第13770号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○随意契約の相手方等 (建築住宅課)	5
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○特定調達契約に係る入札公告 (文化振興課)	6
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	8
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	○農用地利用集積等促進計画の認可公告 (農業経営戦略課)	11
○指定納付受託者の指定 (医療対策課)	2	○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	14
○土地収用法に基づく事業の認定 (監理課)	2	○土地改良区の役員就任公告 (同)	14
○県道の区域の変更 (道路整備課)	4	○公共測量実施公告 (監理課)	15
○県道の供用の開始 (同)	4	○公共測量実施公告 (同)	15
○自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分の指定 (同)	5	○公共測量終了公告 (同)	16
		選挙管理委員会	
		○政治団体の届出の公表	16
		○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	16

告 示

石川県告示第438号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
塩浜医院	加賀市大菅波町ト26番地1	令和6年10月31日
キジマおくちのクリニック	河北郡津幡町北中条二丁目33番地	令和6年12月1日
訪問看護リハビリステーションOHANA 野々市	野々市市市中林25街区3号地	令和6年12月1日

石川県告示第439号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
塩浜医院	加賀市大菅波町ト26番地1	令和6年10月31日
キジマおくちのクリニック	河北郡津幡町北中条二丁目33番地	令和6年12月1日
訪問看護リハビリステーションOHANA 野々市	野々市市市中林25街区3号地	令和6年12月1日

石川県告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

石川県知事 馳 浩

指定介護事業者		指定介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社熊本福祉会	七尾市中島町浜田口部 11番地5	グループホーム熊本 山荘	七尾市中島町浜田口部 11番地5	令和5年5月1日

石川県告示第441号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

石川県知事 馳 浩

指定介護事業者		指定介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社熊本福祉会	七尾市中島町浜田口部 11番地5	グループホーム熊本 山荘	七尾市中島町浜田口部 11番地5	令和5年5月1日

石川県告示第442号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、同項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

石川県知事 馳 浩

- 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
株式会社北国クレジットサービス
金沢市片町2丁目2番15号 北国ビル7階
- 指定をした日
令和6年4月1日
- 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の種類
診療費等
- 指定納付受託者の指定期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

石川県告示第443号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和6年12月27日

石川県知事 馳 浩

- 起業者の名称
加賀市
- 事業の種類
市道C第4号線道路改良事業
- 起業地

(1) 取用の部分

加賀市片山津町奈、ネ、ツ及び片山津温泉ウ地内

(2) 使用の部分

加賀市片山津町奈、ネ、ツ及び片山津温泉ウ地内

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、加賀市片山津町奈地内から同市片山津温泉ウ地内まで(以下「本件区間」という。)のうち、延長624mの道路を新たに整備する「市道C第4号線道路改良事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である加賀市(以下「起業者」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3第2項の普通地方公共団体である。

起業者は、本件事業の事業計画について加賀市都市計画道路3・5・45合河片山津線として都市計画決定(当初決定:昭和38年8月12日建設省告示第1984号、計画変更:平成25年12月3日加賀市告示第226号。以下「都市計画決定」という。)をしており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

市道C第4号線(以下「本路線」という。)は、加賀市片山津温泉井地内を起点とし、同市中島町地内に至る延長約2.3kmの市道である。

本路線は、市外から片山津温泉地区(以下「本地区」という。)への物流及び観光移動の役割を担うとともに、市内に点在する市街地を連結する役割を担っている道路である。

しかしながら、本件区間の現道(以下「現道」という。)には、道路構造令(昭和45年政令第320号)に定める最小曲線半径及び視距を満たしていない箇所(以下「基準不適合箇所」という。)があり、基準不適合箇所の付近では、平成23年から令和5年までの13年間で6件の交通事故が発生している。また、現道の歩道未整備区間では、歩車分離がなされていないため歩行者及び自転車の安全な通行が阻害されており、加賀市都市計画マスタープランにおいて掲げられている自転車ネットワークの周遊ルート及びあんしんエリアの機能が損なわれている状況にある。

本件事業の完成により、本件区間の道路線形が良好となり、基準不適合箇所が解消されるとともに、歩道及び自転車走行空間を示す指導線を併せて整備することで、歩行者及び自転車の安全な通行が確保され、本地区への物流・観光移動の促進に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及びふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号)に規定する環境影響評価が義務付けられた事業に該当しないが、起業者が令和2年度に任意で環境影響評価を実施している。

調査結果は、生活環境項目(大気質、浮遊粒子物質及び騒音・振動)がいずれも環境基準値以下であった。自然環境項目では、希少種に該当する動物として鳥類11種及び昆虫類2種が確認されたが、周囲には本件区間と同等の環境が広がっており、生息又は生育環境の消失の割合は極めて小さいものと認められた。また、植物では2種の希少種が確認されたが、確認位置は本件区間外であり、生育地の消失はない。

さらに、本件区間には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のための特別な措置を講ずべき文化財は確認されておらず、文化財が確認された場合は、埋蔵文化財の試掘及び本調査を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、現道の基準不適合箇所を解消することを主な目的として、道路構造令による第4種第3級の規格に基づく2車線道路を新設する事業であり、本件事業の事業計画は道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、都市計画決定された都市計画と横断構成、盛土法面、交差点の隅切り形状、歩道等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、本件事業の完成により、本件区間の道路線形が良好となり、基準不適合箇所が解消されるなど、安全な通行と物流・観光移動の促進に寄与することなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、片山津温泉地区区長等から本件事業の早期整備を強く求められている。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

加賀市建設部建設総務課

石川県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和6年12月27日から令和7年1月17日まで縦覧に供する。

令和6年12月27日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
丸山加賀線	小松市大杉町井32番1地先から 小松市大杉町ぬ90番2地先まで	旧	3.70～17.40	87.8	南加賀土木総合事務所 維持管理課
	小松市大杉町井32番1地先から 小松市大杉町ぬ90番2地先まで	新	3.70～26.50	87.8	

石川県告示第445号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和6年12月27日から令和7年1月17日まで縦覧に供する。

令和6年12月27日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
丸山加賀線	小松市大杉町井32番1地先から 小松市大杉町ぬ90番2地先まで	令和6年12月27日	南加賀土木総合事務所 維持管理課
	小松市大杉町井32番1地先から 小松市大杉町ぬ90番2地先まで		

石川県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分を指定する。

なお、その関係図面は、令和6年12月27日から令和7年1月17日まで縦覧に供する。

令和6年12月27日

石川県知事 馳 浩

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日	関係図面の縦覧場所
主要地方道	金沢田鶴浜線	かほく市遠塚ニ43番5地先から かほく市遠塚壱号2番3地先まで	令和6年 12月27日	県央土木 総合事務所 維持管理課
		かほく市遠塚ニ43番1地先から かほく市遠塚ニ43番1地先まで		
		かほく市中沼ノ8番1地先から かほく市二ツ屋フ13番1地先まで		
		かほく市中沼井2番52地先から かほく市二ツ屋ケ1番2地先まで		
主要地方道	金沢田鶴浜線	羽咋郡宝達志水町北川尻テ1番80地先から 羽咋郡宝達志水町北川尻テ1番65地先まで	令和6年 12月27日	中能登土木 総合事務所 のと里山海道課
		羽咋郡宝達志水町北川尻テ1番61地先から 羽咋郡宝達志水町北川尻テ1番50地先まで		

石川県告示第447号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和6年12月27日

石川県知事 馳 浩

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
応急仮設住宅借上 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県土木部建築住宅課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
別表のとおり
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
別表のとおり
- 5 随意契約に係る契約金額
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号の規定に該当するため
別表

3 随意契約の相手方を決定した日	4 随意契約の相手方の名称及び所在地	5 随意契約に係る契約金額
令和6年11月11日	兼六建設・みづほ工業・宏州建設・道場建設共同企業体 代表者 兼六建設株式会社 金沢市松島2丁目20番地	1,701,515,200円
令和6年11月13日	日成ビルド工業株式会社金沢支店 金沢市金石北3-16-10	330,000,000円
令和6年11月13日	日成ビルド工業株式会社金沢支店 金沢市金石北3-16-10	119,900,000円
令和6年11月15日	ニューハウス工業株式会社 金沢市西泉1丁目66番地1	649,000,000円
令和6年11月19日	株式会社芳賀沼製作 福島県南会津郡南会津町針生字小坂40-1	884,598,000円
令和6年11月22日	株式会社ジョイント21 金沢市有松1丁目1番地1号	281,963,000円
令和6年11月26日	株式会社芳賀沼製作 福島県南会津郡南会津町針生字小坂40-1	297,319,000円
令和6年11月26日	株式会社アントール 七尾市上府中町ス8番地1	388,300,000円
令和6年11月29日	株式会社駒沢建工 小松市今江町6丁目681番地	161,975,000円

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和6年12月27日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

石川県立図書館清掃業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

調達をする特定役務に関し、知事が入札説明書で指定する内容等であること。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

金沢市小立野2丁目43番1号

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 令和6年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和6年石川県告示第125号）に基づき、競争入札参加者資格の審査においてAの等級に格付された者であり、かつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル衛生管理法」という。）の規定に基づく都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営む者であること。
- (4) 業務責任者との連絡体制を完備している者であり、かつ、業務責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃に着手できる者であること。
- (5) 業務責任者、作業責任者又は副作業責任者を専任で1名以上配置できる者であること。
- (6) 清掃作業従事者の確保及び清掃器具の配備が可能である者であること。
- (7) ビル衛生管理法に規定する特定建築物又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る。）の清掃業務を令和4年1月1日以後、12か月以上継続して誠実に履行した実績を有し、当該業務の履行が可能であると認められる者であること。

3 入札参加者資格確認申請書の提出期限及び場所

入札者は、1(1)の調達役務について入札参加者資格確認申請書に2(3)から(7)までの資格を証明できる書類を添付して、令和7年1月17日（金）午後5時までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-0942 金沢市小立野2丁目43番1号
石川県立図書館 経営管理課
電話番号 076-223-9565
- (2) 入札説明書等の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札説明会
実施しない。入札説明書について質問等がある場合は、文書により令和7年1月30日（木）午後5時までに(1)の場所に必着するよう提出すること。
- (4) 入札書の受領期限
令和7年2月6日（木）午前10時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）
- (5) 開札の日時及び場所
令和7年2月6日（木）午前10時
石川県立図書館 研修室3

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札参加者資格審査
この一般競争入札に参加を希望する者は、4(4)の入札書の受領期限までに資格の審査を受けなければならない。ただし、既に競争入札参加資格者決定通知を受けている者は、この限りではない。なお、資格の審査については、(4)の場所で随時受け付けている。
- (4) 競争入札参加者資格審査申請書の配布場所及び提出場所
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課庁舎管理グループ
電話番号 076-225-1261
- (5) 無効の入札書
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった

者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると知事が判断した入札者であって、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature of services required

Cleaning of the Ishikawa Prefectural Library

(2) Contractual period

From 1 April 2025 through 31 March 2026

(3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Library

(4) Time limit of tender

10:00 a.m. 6 February 2025

(5) Inquiry section regarding notice of tender

Ishikawa Prefectural Library

2-43-1 Kodatsuno Kanazawa 920-0942 Japan

TEL 076-223-9565

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和6年12月27日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア加賀大聖寺店

加賀市大聖寺東町一丁目43番 他12筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ウエルシア大聖寺店

加賀市大聖寺東町一丁目43番 他12筆

(変更後) ウエルシア大聖寺店

加賀市大聖寺東町一丁目43番 他12筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊藤 光博

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(変更後) 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊藤 光博

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

3 変更の年月日

- (1) 令和6年7月4日
- (2) 令和6年3月13日

4 変更する理由

- (1) 店舗名称が決定したため
- (2) 設置者の所在地変更のため

5 届出年月日

令和6年7月26日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市産業振興部観光商工課

7 届出等の縦覧期間

令和6年12月27日から令和7年4月27日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和7年4月27日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大阪屋ショッピング小松店、AOKI小松店

小松市日の出町四丁目70番1 他30筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社大阪屋ショッピング

代表取締役 平邑 秀樹

富山県富山市赤田487番地1

株式会社AOKI

代表取締役 森 裕隆

神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号

(変更後) 株式会社大阪屋ショッピング

代表取締役 尾崎 弘明

富山県富山市赤田487番地1

株式会社AOKI

代表取締役 森 裕隆

神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号

3 変更の年月日

令和4年8月30日

4 変更する理由

小売業を行う者の代表者変更のため。

5 届出年月日

令和6年10月1日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和6年12月27日から令和7年4月27日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和7年4月27日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール白山
白山市横江町5001番地
 - 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか201者
(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか198者
 - 3 変更の年月日
令和6年10月1日
 - 4 変更する理由
小売業者の新規出店による変更のため
 - 5 届出年月日
令和6年10月29日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課
 - 7 届出等の縦覧期間
令和6年12月27日から令和7年4月27日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和7年4月27日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
COLLECT PARK KANAZAWA
金沢市泉本町7丁目7-1 他3筆
 - 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 大阪屋ショップ
代表取締役 尾崎 弘明
富山県富山市赤田487番地1
ほか2者
(変更後) 大阪屋ショップ
代表取締役 尾崎 弘明
富山県富山市赤田487番地1
ほか2者
 - 3 変更の年月日
令和6年11月28日
 - 4 変更する理由
株式会社スギ薬局の本社住所を、本店の住所に変更する為。
 - 5 届出年月日

令和6年11月28日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和6年12月27日から令和7年4月27日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和7年4月27日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

農用地利用集積等促進計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和6年12月27日

石川県知事 馳

浩

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		権利の設定をする土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
山下 敏行	かほく市	農事組合法人 大海の里 はちの	かほく市	かほく市野寺66ほか4筆
森 勇	かほく市	農事組合法人 大海の里 はちの	かほく市	かほく市八野平6ほか1筆
吉多 秀夫	かほく市	農事組合法人 大海の里 はちの	かほく市	かほく市八野平50ほか1筆
—	—	永田 雅宏	小松市	小松市波佐谷町西134ほか3筆
—	—	榊谷 武史	羽咋市	羽咋市釜屋町倉46ほか8筆
山崎 キミ子	羽咋市	榊谷 武史	羽咋市	羽咋市東釜屋町松32
裏 学	羽咋市	榊谷 武史	羽咋市	羽咋市釜屋町倉42
安田 まさ子	羽咋市	株式会社 グリーンワー クス	羽咋市	羽咋市堀替新町41-1ほか4筆
安田 正則	羽咋市	株式会社 グリーンワー クス	羽咋市	羽咋市尾長町17ほか9筆
永田 實	羽咋市	株式会社 グリーンワー クス	羽咋市	羽咋市堀替新町29
開屋 伸夫	かほく市	株式会社 グリーンワー クス	羽咋市	羽咋市菱分町704
山邊 外志夫	羽咋市	株式会社 グリーンワー クス	羽咋市	羽咋市堀替新町121-1ほか1筆
島田 嘉幸	羽咋市	株式会社 グリーンワー クス	羽咋市	羽咋市志々見町137ほか6筆
古永 正好	羽咋市	有限会社 グリーンア ース杉浦	羽咋市	羽咋市鹿島路町西27ほか5筆
山崎 キミ子	羽咋市	有限会社 フロンティア はら	羽咋市	羽咋市東釜屋町竹4ほか2筆
澤 勝美	鹿島郡中能登 町	有限会社 フロンティア はら	羽咋市	羽咋市本江町305
奥田 博幸	羽咋市	有限会社 フロンティア	羽咋市	羽咋市南潟町157

		はら		
東屋 勝	羽咋市	有限会社 フロンティア はら	羽咋市	羽咋市菱分町121-1
川幡 正	羽咋郡志賀町	政氏 義孝	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町矢駄53
—	—	農事組合法人 とくだ	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町館開新204ほか4筆
—	—	株式会社 しなんた	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町代田大6ほか14筆
南 喜美子	白山市	—	—	白山市出合町甲1-1ほか4筆
田原 正樹	白山市	—	—	白山市出合町甲7ほか2筆
新谷 くみ	白山市	—	—	白山市出合町甲8ほか1筆
高田 健志	白山市	—	—	白山市出合町甲9ほか1筆
田原 信一	白山市	—	—	白山市出合町甲32ほか1筆
山上 章	東京都練馬区	—	—	白山市出合町甲38-1
田原 清悟	白山市	—	—	白山市出合町甲39ほか6筆
東 武司	白山市	—	—	白山市出合町甲40ほか3筆
田原 保広	白山市	—	—	白山市出合町甲42-1ほか1筆
田中 波津美	野々市市	—	—	白山市出合町甲43-1ほか3筆
田原 一郎	白山市	—	—	白山市出合町甲47ほか3筆
田原 広意知	白山市	—	—	白山市出合町甲51ほか8筆
山川 英一	白山市	—	—	白山市出合町甲54-3
山川 吉宣	野々市市	—	—	白山市出合町甲64ほか1筆
西田谷 功	白山市	—	—	白山市出合町乙33ほか6筆
東 保之	白山市	—	—	白山市出合町乙35ほか9筆
喜多 充	白山市	—	—	白山市出合町乙36ほか2筆
西 和夫	金沢市	—	—	白山市出合町乙37ほか3筆
後藤 徹	白山市	—	—	白山市出合町乙38-1ほか2筆
平田 亮一	白山市	—	—	白山市出合町乙39ほか9筆
野村 純夫	金沢市	—	—	白山市出合町乙40ほか4筆
清川 淳	白山市	—	—	白山市出合町乙41ほか4筆
木谷 吉造	白山市	—	—	白山市出合町乙42ほか1筆
木屋 邦夫	白山市	—	—	白山市出合町乙46ほか1筆
善田 ます枝	白山市	—	—	白山市出合町乙47-2ほか8筆
善田 陽一	大阪府寝屋川市	—	—	白山市出合町乙48ほか2筆
徳田 まゆみ	白山市	—	—	白山市出合町乙51ほか2筆
介田 寛人	白山市	—	—	白山市出合町乙52-1ほか7筆
西 佳明	白山市	—	—	白山市出合町乙53ほか2筆
介田 修身	白山市	—	—	白山市出合町乙59ほか2筆
林 浩一	白山市	—	—	白山市出合町乙60
野村 正信	白山市	—	—	白山市出合町乙61ほか3筆
山岸 靖司	金沢市	—	—	白山市出合町乙71ほか5筆
西 俊一	白山市	—	—	白山市出合町乙78ほか3筆
中川 正幸	富山県富山市	—	—	白山市出合町乙81ほか2筆
平田 敏雄	金沢市	—	—	白山市出合町乙84
牧口 清人	白山市	—	—	白山市出合町乙92ほか1筆
清川 進	白山市	—	—	白山市出合町丙4ほか1筆
谷口 利昭	白山市	—	—	白山市出合町丙17
喜多 一至	富山県氷見市	—	—	白山市出合町丙29

岩田 勇	白山市	—	—	白山市出合町丙31ほか1筆
吉田 政男	野々市市	—	—	白山市出合町丙40
小山 幸紀	白山市	—	—	白山市三坂町乙1ほか3筆
橋本 政人	金沢市	—	—	白山市三坂町乙2ほか1筆
堀畑 道郎	白山市	—	—	白山市三坂町乙3ほか1筆
石崎 信夫	白山市	—	—	白山市三坂町乙4ほか1筆
小山 直	金沢市	—	—	白山市三坂町乙9
橋本 啓一	白山市	—	—	白山市三坂町乙10
山崎 孝幸	白山市	—	—	白山市三坂町乙11ほか1筆
林 外美男	白山市	—	—	白山市三坂町乙12-1ほか1筆
山岸 正一	白山市	—	—	白山市三坂町乙14
松本 鈴子	白山市	—	—	白山市三坂町乙17ほか1筆
米永 隆司	金沢市	—	—	白山市三坂町乙18-1ほか1筆
赤土 孝一	白山市	—	—	白山市三坂町乙20-1ほか1筆
原田 勇	能美郡川北町	—	—	白山市三坂町乙21
三崎 清和	白山市	—	—	白山市三坂町乙23
大倉 功	白山市	—	—	白山市三坂町乙24
関口 春男	白山市	—	—	白山市三坂町乙29-1ほか1筆
松本 弥生	白山市	—	—	白山市三坂町乙35ほか1筆
牧口 肇	白山市	—	—	白山市三坂町乙36
倉 敏久	白山市	—	—	白山市三坂町乙37
岩上 弘毅	白山市	—	—	白山市三坂町乙43
山本 幸枝	白山市	—	—	白山市三坂町乙44
山上 弘子	白山市	—	—	白山市三坂町乙45
堀野 忠一	金沢市	—	—	白山市三坂町乙46
新保 雅代	白山市	—	—	白山市橋爪町597
新保 千尋	白山市	—	—	白山市橋爪町598ほか1筆
木村 生喜	白山市	中村 健	白山市	白山市四ツ屋町1241ほか6筆
番野 欣弥	白山市	有限会社 黒澤農場	白山市	白山市宮保町番出314ほか7筆
大西 治夫	白山市	有限会社 黒澤農場	白山市	白山市宮保町高松415ほか4筆
嶋田 實	白山市	有限会社 黒澤農場	白山市	白山市宮保町2490
平田 長久	白山市	有限会社 タケマツ ファーム	白山市	白山市北成町190ほか2筆
桜井 博通	白山市	有限会社 クリエイト ファーム松任	白山市	白山市相川町3359ほか3筆
村中 賢志	白山市	有限会社 クリエイト ファーム松任	白山市	白山市相川町2142ほか1筆
井森 猛	金沢市	有限会社 あさひ	白山市	白山市竹松町2789ほか1筆
江田 良昭	白山市	宮下 祐幸	白山市	白山市横江町2414-1ほか1筆
津田 俊雄	白山市	農事組合法人 森農産	白山市	白山市平松町589
奥 久人	白山市	林 博之	白山市	白山市向島町148-1ほか3筆
辻道 一男	白山市	林 博之	白山市	白山市向島町350ほか3筆
林 信平	白山市	林 博之	白山市	白山市向島町144-1ほか1筆
金田 喜嗣	白山市	森 清俊	白山市	白山市上島田町1065ほか6筆
橋爪 靖司	白山市	農事組合法人 んな一が ら上野営農組合	白山市	白山市上野町南64ほか1筆
田屋 正巳	鳳珠郡穴水町	小深田 慎一	鳳珠郡穴水町	鳳珠郡穴水町七海い9ほか1筆

2 認可年月日

令和6年12月27日

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和6年12月27日

石川県知事 馳 浩

小松市国府土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	村先憲之	小松市河田町オ31番地1	令和5年2月19日
〃	北村栄次	小松市古府町ヌ30番地甲	〃
〃	助田剛志	小松市埴田町ト33番地	〃
〃	太田吉晃	小松市古府町ヌ60番地	〃
〃	宮山良徳	小松市河田町ヲ159番地2	〃
監事	辻喜代志	小松市埴田町ト11番地	〃
〃	竹田外喜男	小松市小野町巳327番地	〃
〃	松本透	小松市河田町ク160番地	〃
〃	宮越章一	小松市河田町ク26番地10	〃

鶴来土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	小寺正彦	白山市月橋町ヌ36番地2	令和6年11月20日
〃	村田與好	白山市中ノ郷町イ55番地	〃
〃	小倉芳治	白山市荒屋町88番地	〃
〃	本吉孝	白山市森島町知216番地2	〃
〃	中村裕	白山市曾谷町イ25番地	〃
〃	林重毅	白山市安養寺町イ15番地	〃
〃	多田一夫	白山市白山町タ182番地	〃
〃	高岡賢一	白山市日向町和111番地	〃
〃	太田浩	白山市道法寺町ホ16番地	〃
〃	村田喜吉	白山市明島町タ91番地1	〃
〃	中村功	白山市八幡町ル129番地1	〃
監事	村岸聡	白山市大竹町イ17番地	〃
〃	加藤光男	白山市鶴来朝日町34番地	〃
〃	林学	白山市日御子町ロ25番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和6年12月27日

石川県知事 馳 浩

小松市国府土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	北村栄次	小松市古府町ヌ30番地甲	令和5年2月20日
〃	宮山良徳	小松市河田町ヲ159番地2	〃

〃	太 田 吉 晃	小松市古府町又60番地	〃
〃	西 野 彰 宏	小松市埴田町ト77番地 2	〃
〃	吉 川 眞 一	小松市河田町ク156番地	〃
監 事	松 本 透	小松市河田町ク160番地	〃
〃	石 田 眞 一	小松市埴田町ト 8 番地 1	〃
〃	中 川 秀 一	小松市小野町丙142番地 1	〃
〃	宮 越 章 一	小松市河田町ク26番地10	〃

手取川宮竹用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	森 よしえ	能美市大長野町ル60番地	令和 6 年 12 月 1 日

鶴来土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	村 田 興 好	白山市中ノ郷町イ55番地	令和 6 年 11 月 21 日
〃	太 田 浩	白山市道法寺町ホ16番地	〃
〃	山 本 大	白山市小柳町ホ28番 1 号地	〃
〃	新 保 茂	白山市明法島町甲11番地	〃
〃	作 田 博 一	白山市森島町知30番地 1 号地	〃
〃	中 山 吉 充	白山市中島町ロ 1 番地	〃
〃	村 西 晋 平	白山市明島町ヨ19番地	〃
〃	村 岸 聡	白山市大竹町イ17番地	〃
〃	太 田 順 司	白山市三宮町ニ84番地	〃
〃	村 田 安 広	白山市和気寺町ほ67番地	〃
〃	界 信 好	白山市坂尻町ホ20番地	〃
監 事	大 田 謙 一	白山市部入道町ロ36番地	〃
〃	加 藤 光 男	白山市鶴来朝日町34番地	〃
〃	原 光 樹	白山市七原町93番地 2	〃

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 12 月 27 日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (数 値 地 形 図 作 成)	令和 6 年 6 月 11 日から 令和 7 年 2 月 28 日まで	金沢市南新保町～金沢市示野町地先

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局能登復興事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 12 月 27 日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量	令和 6 年 9 月 27 日から	輪島市、珠洲市 (国道249号ほか)

(空中写真測量・航空レーザ測量・
数値地形図更新)

同年12月27日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年12月27日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (用地測量)	令和5年9月26日から 令和6年11月22日まで	小松市千代町地内
公共測量 (用地測量)	令和5年9月26日から 令和6年11月22日まで	小松市千代町地内
公共測量 (用地測量)	令和5年10月2日から 令和6年11月22日まで	小松市千代町地内

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和6年12月27日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ふくしま誠一後援会	福塚正三	福島誠幸	河北郡内灘町字千鳥台2丁目1番地	令和6年11月8日

石川県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年12月27日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
米山りっこ後援会	高山里美	政治団体の名称	米山りっこ後援会	米山立子後援会	令和6年11月28日
		代表者	高山里美	松本咲子	令和6年11月28日